

事務局：さいたま市桜区大字神田288-3-203（大高方） ☎&fax: 048-826-6178 郵便振替口座：00180-2-334064



「利権という私益」に基づいた政策は国を誤る

○我が国では、政府が政策を決める際、政府（与党議員と官僚）だけで決めず、その分野に詳しい学者や専門家の集まりである「委員会」や「審議会」に諮って決めることが多い。

- しかし、この委員たるや、「利権という私益」にまみれた、政府寄り／業界寄りの「ご用学者」「ご用研究者」が圧倒的である。

- 彼らのスタンスは、お金を節約することではなく、「予算を多く分捕ること」。だから、堤防を安く仕上げる工法を封印し、高額なダム作りを優先してきた。或いは、2050年カーボンゼロ実現方法として、既存技術を使えば安く上がる方法があるのに、コストの高い原発新設／小型原発開発や石炭火力温存しガスを削減するために、技術的にも環境負荷もコストも不明な水素・アンモニアを使う方法を提案している。情報公開も極力避ける。

- 最近は、利権に関係ない（＝公正な判断ができる）学者・専門家・市民が増えており、それぞれ「抽象論」「べき論」だけでなく、きちんと積み上げた定量の議論ができる人が非常に増えてきていることは心強い。

- 彼らの主張は、高額なダムを上流にいくつも造るより、遙かに安い金額で効果も大きい、川底掘削・堤防強化を提案する。或いは、再生可能エネルギーを既存の技術で作る方が、遙かに安上がりだと主張する。

- 国の財政は逼迫しているので、余った財源は、医療・教育・環境・福祉など身近なニーズに回せると主張。

- しかし多くの場合、彼らの正論は無視される。形式的に「公聴会」や「パブリック・コメント」を求めたりすることもあるが、正論はまず無視される。

○具体例をいくつか挙げてみよう。

- 八ツ場ダムがそうだった。民主党が政権を取った際、最初の国交大臣：前原さんが「八ツ場ダムは中止」と格好良く号令を掛けた時は、「本当に良かった」と思ったが、ずるい官僚に「先生、公平な意見を学者に聞いてみましょう」と云われ、つい（無防備にも）イエスと言ったばかりに、後は官僚のいいなりになってしまった。

- 「容量市場」という原発と石炭火力を温存する制度（4年後の供給力確保のために原発と石炭火力のみが入札に参加）を、国民が知らぬ間に METI が事实上決めてしまっている。

- 託送料金にもいつの間にか、原発の過去の補償金（本来東電が負担すべき）を乗せて、国民に負担させている。

- エネルギー基本計画／電源構成も同様。現5次基本計画が、2030年：原発20～22%；再生可能エネルギー22～24%；削減率26%は論外にしても、菅総理の2030年 CO₂ 排出量△46～△50%宣言を受けて見直し中の電源構成も原発推進／開発・石炭火力温存がベースになっており、石炭からの CO₂ 排出を押さえる為に、巨額の予算が必要な水素／アンモニアの開発を主張している。

- リニア新幹線は静岡県が反対しているのでオープンになったが、ユネスコのエコパーク（生物圏保存地域）に登録された南アルプスを掘って、トンネルが9割も占め経営的にも成立しない大工事を、安倍元総理が、国会にもかけず、閣議にさえかけず、「30年間据え置き：その後の金利0.8%」と言う破格条件の3兆円の融資を決めて工事が始まった。

- その他、オリンピックも電力自由化も、大戸川ダムも、石木ダム、球磨川流水ダムも、スーパー堤防も。

- 要するに「殆どの政府の政策は《利権という私益》を求める官僚・政治家・事業者が広く国民の公平な意見を求めず、権限で決めて」しまっている、と言うのが現在の日本の政策である。

○これを打破するためには、「政権交代」しかない。「政権交代」しても官僚が仕事を牛耳っている限り、すぐにオープンで公平な議論ができる状況にはならないだろうが、それでも「民主党政権」の時の「事業仕分け」の例を見てもそれなりの効果はある。これを続けてゆけば、何時の日か、日本もオープンで公平な議論ができる望ましい社会になることを期待したい。

2021年7月10日 河登一郎

自然とのお付き合いの作法

朝霞市 富永靖徳

1 はじめに

現在、地球上の差し迫った環境問題は「気候変動」と「生態系のバランス」の問題と考えています。もちろん、これらは複雑に関連しており、はつきりした区別が出来るものではありませんが、「気候変動」の問題については、数多くの議論がある

2 自然とは

まず大きな問題は、「自然」と言った時に、この「自然」に「人間」が含まれる場合と「人間」が含まれない場合があるという事です。前後の文脈で、どちらか分かる場合もありますが、多くの場合、どちらとも意識しないで、あいまいに使われています。これは、「自然」に対する「人」の立ち位置として、とても大きな違いで、自然に対する接し方や、自然とのお付き合いの「作法」に大きな影響を与えます。加えて、「生き物」と言った時にも「人」を含む場合と含まない場合があって、合わせて、自然や生き物の話をする時、混乱のもとになっています。この小論では、人を「生き物」として、他の生きものと同じ目線で考える時には「ヒト」と記載して、いわゆる「人」と区別することにします。

さらに、「自然」を「じねん」と読むと「万物が現在あるがままに存在しているもの」という別な意味になります。もともとの日本語の「自然」は「じねん」と言っていましたが、明治になって西欧文化が入った時、「Natur」や「nature」の日本語訳として「自然」を当て「しぜん」と読ませることにし

3 自然とのお付き合いの作法

現在の地球環境は、「ヒト」が爆発的に繁栄した結果、西欧流の「自然保護」や「自然再生」、あるいは、「成長神話」に基づいた「持続可能な社会」という発想では、どうにもならない状況が進行していると考えています。これを打開するには、これらの言葉を支えている、西欧的な「地球環境と人間」、つまり、「人間が自然をコントロール出来る！」という人間中心主義の発想ではなく、「地球環境としての人間」という、「自然との共生をめざす」東洋的な発想が不可欠です。

古来の日本人は自然の恵みに感謝し、自然の脅威に謙虚に畏怖するという「感謝天恵・畏怖災渦」という原風景があったと確信しています。この発想が「感性」として理解でき、かつ、発信出来る資質を持っているのは、日本人を含む東洋人だけだろうと考えています。

ので、この小論では「生態系のバランス」の問題に焦点を当てて、我々はどう考えるのか、何が出来るのか、何をしなければならないかを考えて見ます。地球の生態系バランスを崩してしまった人類にとって、今、必要な「作法」とは何だろうかという視点です。

たようです。こういう経緯があるので、今でも「自然」には「じねん」あるいは「天然」という意味の語感が背景にあります。これも「自然」に係わるいろいろな議論の際に、微妙な行き違いを発生させています。

「自然」には人が含まれず、「人」は「生態系の管理者」であり「人間が自然をコントロール出来る！」という考え方とは、西欧的な一神教の考え方です。キリスト教の世界では「神との契約」という刷り込みがあり、無意識に、人は自然をコントロールできる存在であるという「人間中心主義」の共通認識があります。これに対して、「ヒト」も「自然」に含まれていて、他の生き物と同じ「生態系の一員」であり「自然との共生をめざす」、つまり、自然と「賢いお付き合い」をしなければならないという考え方とは、東洋的な多神教というかアミニズム的な考え方です。これらは、どちらでなければならないという決まりはありませんが、自然に対する「作法」の「流儀」の違いとして、どちらが、今後、地球環境（自然）の中で、人類が生き延びるために有利かという事は、考えてみる価値があります。

3.1 川とのお付き合い

例えば「川」を考えてみると、河川工学の教科書の定義では、『河川とは、地表面に落下した雨や雪などの天水が集まり、海や湖などに注ぐ流れの筋（水路）などと、その流水とを含めた総称である』となっており、単に雨水の通り道（河道）としてしか理解されていません。しかし、河川工学者の大熊先生は、新しい川の定義として以下のように提唱されています：『川とは、山と海とを双方につなぐ、地球における物質循環の重要な担い手であるとともに、人にとって身近な自然で、恵と災害という矛盾のなかに、ゆっくりと時間をかけて、人の“からだ”と“こころ”をつくり、地域文化をはぐくんだ存在である』[1]。

この「山と海とを双方につなぐ、地球における物質循環」という考え方と、「恵と災害」という相反する顔を冷静に認識する事がとても大切で、

これが、「川」という自然とお付き合いする際の「作法」になります。つまり、川から「恵」を享受するだけではなく「洪水」にも「賢くお付き合いする」知恵が必要になります。砂を海岸まで運び、ウナギやアユ等の魚を上流まで運ぶ自然の川は、物質循環や地域の文化を支えてきた重要な担い手だと認識することもとても大切です。この考え方では、ダムは「川」の役割を完全に破壊する事になります。つまり、自然とのお付き合いの作法としては、全くの「不作法」なのです。

3.2 コンクリートとのお付き合い

最近、2020年に人間が作った人工物の総量が、地球上の全ての生き物の総重量を超えたという報道がされました[2]。この人工物の半分はコンクリートで、コンクリートに使われる砂などの「骨材」を含めると総重量の90%を超えてます。この事が地球の地質や地層にも影響を与えていた可能性があるので、地質学者の間では、地球の地質年代が、現在の「完新世」から、新しい地質時代「人新世(ひとしんせい)」に移ったのではないかという見解が出されています。

コンクリートは生態系を破壊するだけでなく、景観も破壊します。しかも、数十年後には、再生出来ないやっかいなゴミになります。「ダム」自体もコンクリートの害そのものですが、コンクリートの害は、これらの事柄だけでなく、都市の「内水氾濫」の大きな原因にもなっています。つまり、道路や公共の駐車場や広場等をアスファルトやコンクリートで舗装することによって、雨水が土に浸透しなくなり、これが大雨の時の「内水氾濫」につながるからです。

また、コンクリートの使用には2次的問題として、土砂の採取を通して河川環境の破壊や海岸線の破壊等、さまざまな害があります。さらに、コン

クリートの使用による大都市の開発によって、人間が段々と自然と切り離されていくことになります。こうして、人間自身が「自然によって生かされている」という自覚が持てなくなってしまいます。まさに、自然と「不作法」なお付き合いをすることになります。さらに突き詰めると、コンクリートとプラスチックと原発は、自然の中での循環から完全に外れているという意味で、不作法なお付き合いの典型的な例になります。

3.3 水とのお付き合い

次に「水」を考えてみると、人間中心主義の流儀では、水は「資源」つまり「水資源」と考えたくなります。しかし、「ヒト」も生態系の一員であるという認識ができれば、水は生態系の「環境」つまり「水環境」と考える方が本質をついています。これは、単に言葉の言い換えではなく、結果が大きく異なってきます。なぜなら、「水資源」という「飲み水」しか頭に浮かばない狭い考え方では、人間本位の発想になり、水資源の開発と独占と争いになります。最後には戦争を覚悟しなくてはなりません。ところが、広く「水環境」だと認識できれば、この水環境の整備と共有と共生が大切という発想になります。これは、戦争の大義名分にはなり得ません。それどころか、世界のあらゆる場所の水環境をみんなでなんとかしようという、平和的な動きにつながります。人間は水を「消費」しているのではなく、水の環境の中で生きているという感覚が大切です。つまり、自然とのお付き合いの「作法」としては「水資源」ではなく「水環境」と認識した方が、格段に明るい景色が展開します。最近、「水」は商品ではなく社会的公共財であるという考え方が提唱されていますが、「水環境」という認識はこの事とも整合性があります。

4 おわりに

資本主義と新自由主義という、「資本とお金の論理」と「成長神話の信仰」が世界を動かしている現実の社会では、ヒトも生態系の一員だと考える「自然とのお付き合いの作法」など、到底通用しない、あるいは、バカげていると感じる方が多くいることは、十分に承知しています。

しかし、現在の地球環境の危機的な状況を開拓するには、意識的な、あるいは、無意識的な「人間中心主義」を克服して、どこかで「人」が「ヒト」として自然と「折り合い」をつけなければなりません。つまり、有限の地球のなかでは「無限の経済成長」は無理で、これを断念しなければ、結局は共倒れになります。「絶滅危惧種」の問題は人ごとではない、言い換えば、ホモ・サピエンス・

サピエンスが絶滅しても「地球」は何にも困らないぞ、ということをみんなが自覚して、「ヒト」が地球上で一番偉いという「上から目線」に代わる、いい知恵をひねり出す必要があります。

このためには、「ヒト」は「生態系の一員」であると「客観視」できる認識が、まず大切だろうと考えています。今一度、日本人の感性に基づいた「自然とのお付き合いの作法」を、世界に広めていかなければならない時代になっているのではないかと感じています。

参考文献

- [1] 大熊 孝：自然保護、Vol.562、2018 MAR/APR p.14
- [2] <https://www.yomiuri.co.jp/science/20210509-OYT1T50160/>

荒川第二・第三調節池の事業が始まるが、荒川には喫緊の治水対策がある

嶋津暉之

1 荒川第二・第三・第四調節池事業

(1) 荒川第二・第三調節池の建設事業の開始

荒川では下図の通り、治水専用の荒川第二・第三・第四調節池の建設が計画され、そのうち、第二・第三調節池は事業が始まっています。



荒川の中下流部にある広大な河川敷に洪水調節池を造ろうというものです。第一調節池は次頁の【参考】に示す通り、2003年度までに造られています。第二・第三・第四調節池のうち、第四調節池の建設時期は未定です。

第二・第三調節池の事業内容は次の通りで、荒川と河川敷の間に囲ぎょう堤（河川と河川敷の間に造られる堤防）や越流堤などを建設し、荒川の洪水を調節池に貯留できるようにする事業です。

荒川中流部にある広大な河川敷はほとんどが国有地です。

総事業費は約1670億円となっていますが、今後、事業の進展につれて増額されていくことが予想されます。また、事業期間も延長されることが通常です。

○事業箇所：埼玉県さいたま市、川越市、上尾市

○事業内容：調節池群の整備（約7.6km²）

（第二：約460ha、第三：約300ha）

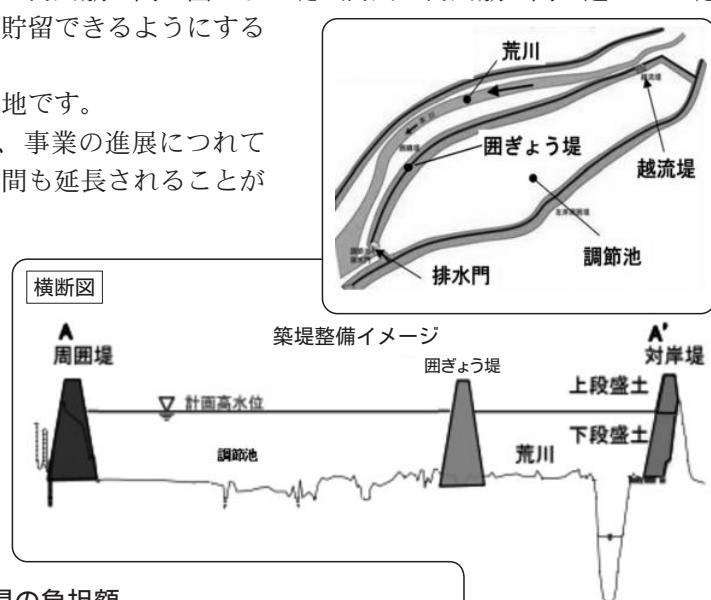
治水容量 約5,100万m³

（第二：約3,800万m³、第三：1,300万m³）

囲ぎょう堤等 約13km

○総事業費：約1,670億円

○事業期間：2018年度～2030年度（13年間）



(2) 第二・第三調節池の建設事業費に対する埼玉県の負担額

本事業に対する埼玉県の負担額は現段階では次の通りですが、負担額が今後増額されることが予想されます。

第二・第三調節池の建設事業費 約1,670億円

直轄区間の地方負担割合 30%

埼玉県・東京都のうち、埼玉県の負担率31.2%（荒川の治水負担率）

埼玉県の負担額 1,670億円×30%×31.2% = 156億円

東京都の負担額 1,670億円×30%×68.8% = 344億円

【参考】荒川第一調節池（治水・利水併用の平地ダム）

総貯水容量 4,710万m³

洪水調節容量 3,900万m³ (彩湖の300万m³を含む)

荒川貯水池（彩湖）（東京都と埼玉県の水道水源）

貯水容量 1,060万m³ (洪水期間中、300万m³を洪水調節に利用)

死水容量 50万m³

建設期間 調節池全体：1970年度～2003年度（34年間）

貯水池部分：1980年度～1996年度（17年間）

事業費 約1,265億円

（3）建設予定地の自然保全の問題

1) 荒川第二・第三調節池の環境アセスメント

洪水調節池は国の環境アセス法や埼玉県の環境アセス条例の対象ではありませんが、さいたま市の環境アセス条例（環境影響評価制度に関する条例）の対象になっているので、荒川第二・第三調節池の事業は市の条例に基づき、環境アセスの手続きが行われました。

2019年4月に環境影響調査計画書が提出され、その後、一連の手続きを経ての環境影響評価書が2021年3月末に提出されて、事業前の環境影響評価は終了し、2021年度から事業が始まりました。

2) 荒川第二・第三調節池の予定地の自然

荒川第二・第三調節池の予定地は荒川の広大な河川敷（高水敷）で、その幅は700～1000メートルもあります。その大半は、運動場、ゴルフ場、水田、畑等に利用されており、残された自然空間はかなり限られています。残された自然空間としてあるのは、横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原などです。このような状態の予定地において環境アセスメントの調査として漫然と植物調査や動物調査などを行っても意味がありません。残された自然空間を対象として植物の生育状況、動物の生息状況などを丹念に調査する必要があります。また、予定地には水田が少なからずありますが、湛水時の水田には昆虫や野鳥などが結構生息しているので、湛水時の動物調査も必要です。

しかし、実施された環境アセスの調査はそのような視点が希薄であったように思われます。

2 荒川第二・第三調節池への必要性への疑問

（1）調節池の予定地にある横堤

荒川第二・第三調節池の予定地には横堤（よこてい）があります。横堤の大半は昭和年代初期につくられました。通常の堤防は河川の流れと並行していますが、横堤は上図の通り、河川の流れと垂直方向に設置されます。

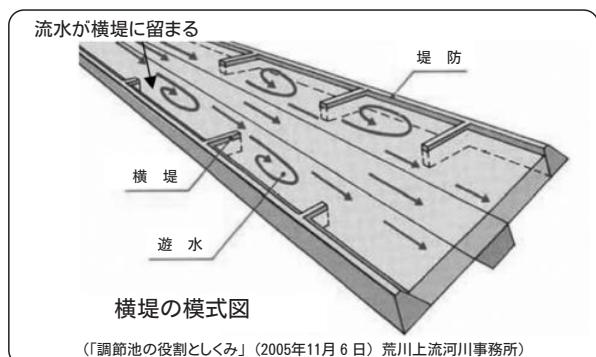
荒川第二・第三調節池の予定地には下図の通り、600m程度の長さの横堤が700～800m間隔で設置されています。この横堤は荒川から溢れた洪水の流勢を殺ぐ効果があり、実際の洪水に対して洪水ピークの削減効果がかなりあることが確認されています。

（2）荒川第二・第三調節池は本当に必要なのか？

荒川中流部は広大な河川敷があって、横堤があるので、現状のままでかなりの洪水調節効果があります。

巨額の公費を投じて荒川第二・第三調節池をつくる必要があるのでしょうか。

総事業費1,670億円という超巨額の土木工事を起こすことが真の目的ではないでしょうか。



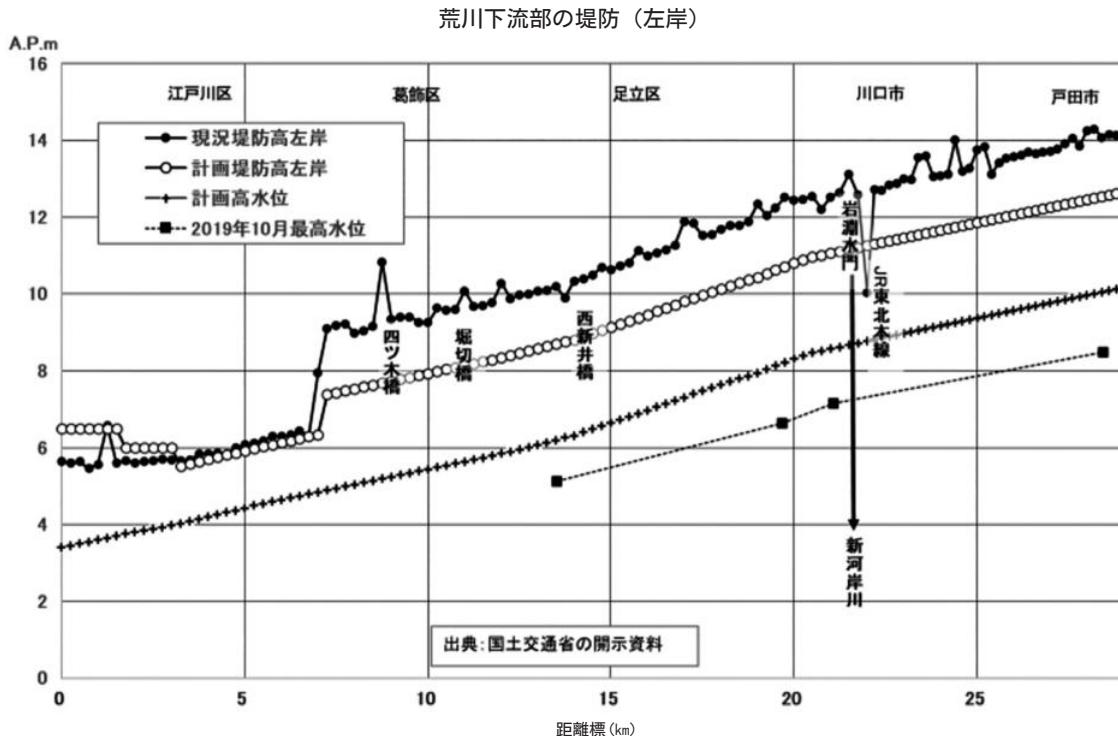
（「調節池の役割としくみ」（2005年11月6日）荒川上流河川事務所）



(3) 荒川下流部は十分な高さの堤防高になっている区間が多い

荒川下流部は下図の通り、計画堤防高に対して2m程度高い堤防高が確保された区間が大半を占めています。そして、近年では最大の洪水である2019年10月の台風19号洪水の最高水位は現況堤防高よりはるかに下を流れっていました。

荒川下流部はこのように十分に余裕がある状況であるのに、荒川第二・第三調節池が本当に必要なのでしょうか。



3 荒川の喫緊の治水対策（1）

「荒川下流の橋梁付近の堤防嵩上げ工事」

荒川下流部は右の新聞記事および次頁の図の通り、橋梁付近で堤防高が極端に低くなっているところが4カ所あります。

上流からJR東北本線・荒川橋、都道・西新井橋、京成本線・荒川橋、国道6号・四ツ木橋です。上流から大洪水が来れば、これらの橋から洪水があふれて大氾濫を引き起こす危険性があります。

京成本線の荒川橋梁は約330億円をかけて2018年度から架け替え工事に着手し、堤防を嵩上げすることになっていますが、現地を見ると、工事はまだ始まっていません。2024年度完成予定ですが、大幅に遅れています。

京成本線・荒川橋以外の上記3カ所の橋

梁は、高さ不足を解消するための嵩上げ工事が全く具体化されていません。なお、京成本線・荒川橋梁に隣接する都道・堀切橋は対策済みです。

荒川下流部の喫緊の治水対策は、このように堤防高が極端に低くなっている橋梁付近の嵩上げ工事です。その嵩上げ工事をすみやかに進める必要があります。

東京 朝日新聞 2015.9.19

荒川堤防 4カ所高さ不足

荒川堤防で高さが周辺より3.7㍍不足している京成本線荒川橋付近。
2018年度から対策工事が始まる=国土交通省荒川下流域河川事務所提供

荒川堤防の高さ不足

JR東北線
荒川橋

右岸 1.9㍍
左岸 1.8㍍

西新井橋

右岸 2.6㍍
左岸 2.7㍍

京成本線
荒川橋

右岸 3.1㍍
左岸 3.7㍍

四ツ木橋

右岸 3.2㍍
左岸 3.4㍍

大正低水橋

右岸 3.2㍍
左岸 3.4㍍

堤防

堤防

荒川にかかる都内の四つの橋付近で、橋が障害になつて堤防の改良工事ができず、周辺の堤防より1.~3.7㍍低くなっていることがわかった。国土交通省荒川下流域河川事務所提供によると、非常に強い豪雨時にこの場所からの洪水が起きる可能性もあるといつ。

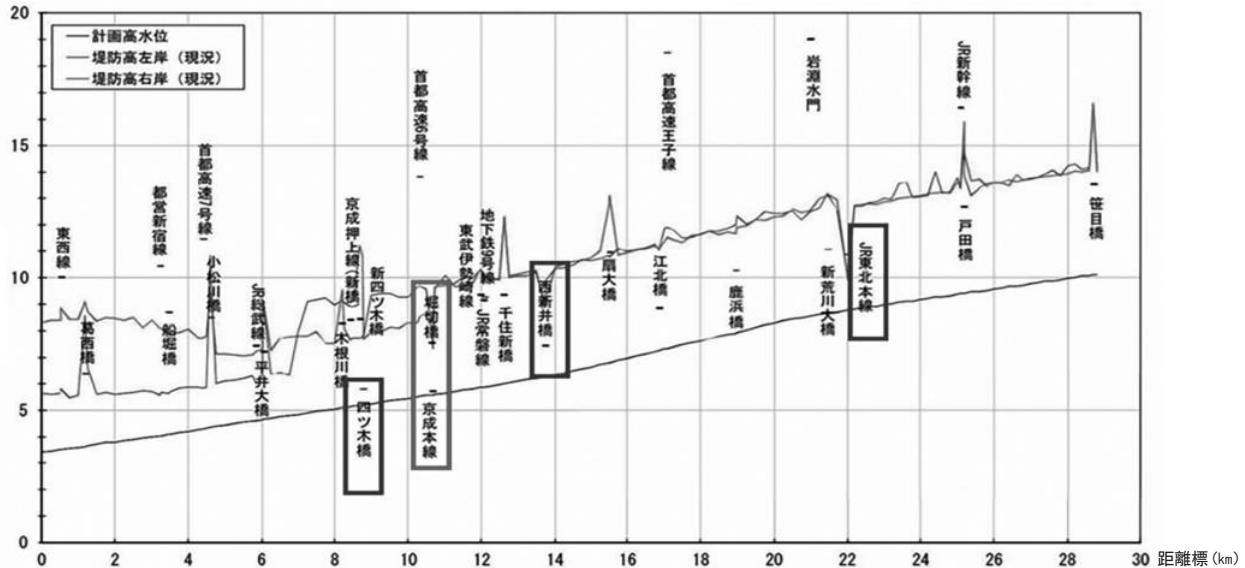
橋障害改良できず
周辺より1.~3.7㍍低く

▽都道西新井橋(足立区)
△JR東北線荒川橋(北区・埼玉県川口市)。いずれも橋の下部が陥没しておらず、堤防がへり形にならないでいる。

「(この)堤防は太美なのが、」茨城県の鬼怒川が決壊した10月降、京成本線荒川橋付近の堤防の能力が最も不足していることを記す書が、同事務所に相次ぐ。国土交通省が荒川橋付近で増水時に水流を束ねる能力が最も不足しているとした場所だ。

荒川下流部の橋梁取付部周辺の堤防高不足
(荒川下流河川維持管理計画(荒川下流河川事務所))

荒川縦断図 (0.0km~28.8km)

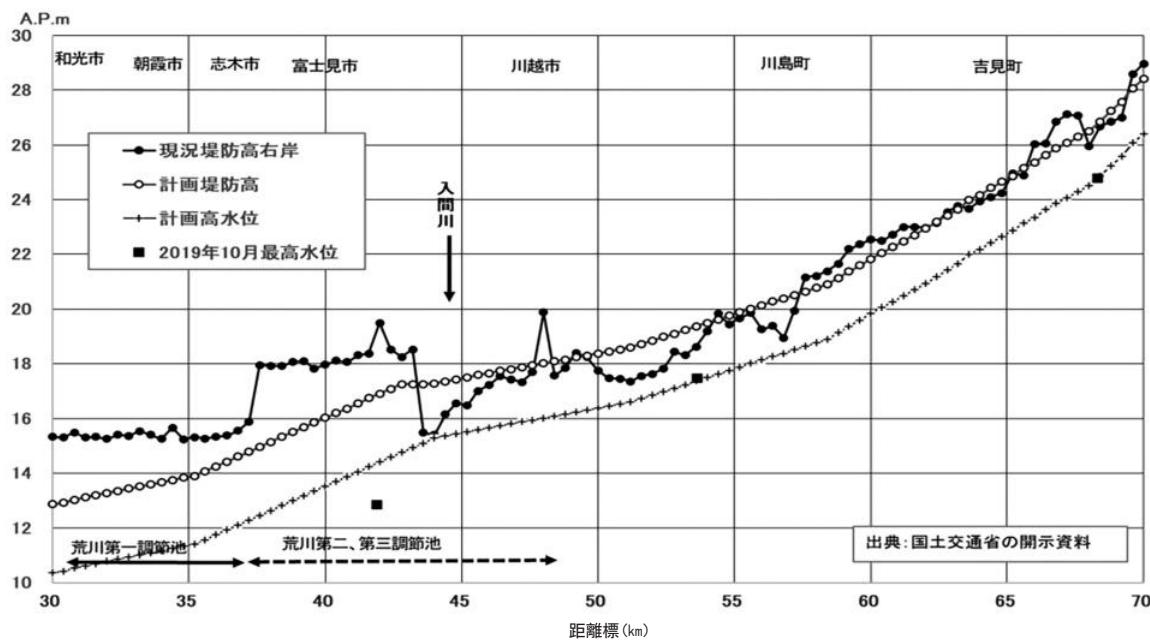


4 荒川の喫緊の治水対策（2）「荒川中流部の堤防嵩上げ等の治水対策」

荒川の中流部は下図の通り、下流部と異なり、現況堤防高が計画堤防高を下回っている区間が少なからずあります。

そして、2019年10月の台風19号洪水の最高水位は計画高水位レベルまで上昇しており、必要な河床掘削が十分に行われていない状況にあります。

このように、荒川第二、第三調節池では対応できない中流部は、治水対策がかなり不十分な状況にあるのですから、荒川第二、第三調節池の建設より、中流部の治水対策、すなわち、堤防の嵩上げ、河道掘削等の対策を優先すべきではないでしょうか。



5 2019年10月の台風19号による入間川流域の被災状況

2019年10月の台風19号では入間川流域で右表の通り、かなりの浸水被害がありました。

その後、2020年9月に荒川水系河川整備計画が改定され、入間川とその支川の計画流量の引き上げが行われました（入間川の菅間地点 $3,300\text{m}^3/\text{s}$ → $3,700\text{m}^3/\text{s}$ ）。

今後は入間川の治水対策に力を注ぐ必要があります。

浸水家屋	床上浸水	592戸
	床下浸水	286戸
	合計	878戸
	浸水面積	1,957ha

11月7日時点 国土交通省、各市町調べ
（「荒川の現状」令和2年1月26日
関東地方整備局）

『リニア中央新幹線』は ただちに中止すべきだ

大西 将之

リニア新幹線はもう50年ほど前に検討され始め、宮崎で実験が開始されましたが、火災事故が発生するなどし、実験線の場所は山梨県（故・金丸信の地元）に移されました。2007年にJR東海が単独事業としてリニア中央新幹線計画を発表し、その後は多くの懸案を全く素通りして着工され、現在は静岡県で、主として大井川の水問題により静岡県知事に着工を拒否され、静岡県内のトンネル工事に着手できない状態となっています。

このリニア新幹線は、知れば知るほど、とんでもない代物だと分かってきます。今まで多くの識者が環境面・経済面・災害面などから疑問・警告を発してきました。詳細はそれぞれの著書・報告を見ていただきたいが、私が最も腹立たしいのは、「何故、何のために必要なのか」ということと「負の影響」とについて、事業者側からの納得いく説明が全くないことです。私が以前に関わったスーパー林道問題でもしかり、ハッ場ダムでもオリンピックでも原発でもそうでしょう？ハッ場ダムでは利水・治水上の必要が無いことは明白になったにもかかわらず、オリンピックでは「今、コロナ渦中の日本で開催する意味は？」と問われた菅首相は「安全・安心」とはぐらかした。原発の場合は、絶対安全とか、放射性廃棄物の処理方法なんてありません。

話を戻すと、リニア新幹線については、メリット（本当にメリットなのか、という議論も必要ですが）は東京一名古屋一大阪間の時間短縮、だけ。デメリットは枚挙に暇がないですが、私が重視するのは南アルプス（赤石山脈）をトンネルで横断することによる環境破壊・危険性があること、経済的に全く成り立たないこと、そして、何故「新幹線ではなくリニアなのか？」ということです。リニアは既存の新幹線網と異なる孤立したシステムです。私は旅や鉄道は好きですが、80%トンネルの中、なんて旅じゃないですよね。

ご承知の通り、この地域は南北に糸魚川・静岡構造線と中央構造線という二つの大きな構造線が走り、その他多くの断層を持ち、現在でも隆起・崩壊を続けている特異な地域です。隆起は年間4mm以上と言われ、これは私たち素人には認識しにくいですが、山登りの好きな方で荒川岳に登られた方は、尾根の西側の大崩壊に驚かれたことだと思います。このような地域に長大なトンネルを掘ろうというのですから、環境に影響を与えない訳がありません。地下水脈の分断による水環境の変化が最大のものでしょうが、付帯する問題として残土の処理があります。そして、「何かあったとき」（大地震の起こる確率は高い）どうなるのか、全く示されていません。大地震が起きたとき、長大トンネルの中で列車が止まってしまったとき、乗客はどうなるのか想像してみてください。

経済的な問題を考えれば、建設費用は当初5兆円、その後9兆円とも言われます。まだ1兆円しか使ってないので、今中止すれば痛手は少なくて済みます。ビジネスの世界では「コンコルド

の誤謬」というのは有名な話で、かつて多額の費用をかけ、技術の粋を集めて鳴り物入りで登場した超音速旅客機「コンコルド」が不採算性と事故などのために姿を消しました。今までに巨額の費用を使ったので止めるにやめられない、という過ちの教訓です。飛行機なら経済的損失だけで済みますが、リニアのような工事では破壊された自然が残ってしまうので、より始末が悪いのです（ダム・原発も同じ）。

ある人は「後に引けない災禍」と呼んだ。いったん始まった巨大プロジェクトは、途中で問題点が見つかっても立ち止まらずに突き進む、これでは将来に禍根を残すだけです。

更に問題は、リニアはエネルギー浪費型であり、運用には原発が必要とされることです。今現在でも、山梨の山間部には新潟からの高圧送電線が張り巡らされて景観を損ねています。電磁波による危険性の問題もありますが、ここでは取り上げる余裕がありません。

ちょっと視点を変えて、リニアに対する批判・反対運動はどうなっているでしょうか。私の知る限りでは、宮崎実験線時代のことは分かりません。山梨に実験線が移ってから、甲府の「青い空の会」（上野さん）や「ガウスネット」（懸樋さん）たちが問題提起されたのが初期ではないかと思います。1992年に甲府で開催された「全国自然保護大会」の時には「リニア実験線反対！」のデモ行進があったような記憶があります。このときはまだ中央新幹線計画が固まっておらず、山梨県外の人達はほとんど関心を持たず、県内でも“まだまだ先のこと”という感覚だったよう思います。

中央新幹線計画が決まり、動き出すと、計画沿線の人たちに問題意識・危機感が高まり、各地で反対運動が始まりました。「リニア・市民ネット」や「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」などが結成され、「ストップリニア訴訟」が提起されました。「リニア新幹線を考える会」が各地に結成され。山岳愛好者の中にも危機感が広がり、「リニア新幹線を考える登山者集会」なども開かれました（署名活動も行われましたが、残念ながら継続していません）。山地の環境破壊だけでなく、現在の居住地に関わる問題として、東京など都市部でも訴訟が起こされています。ただ、訴訟については、今の司法の状況を見る限り、裁判闘争での勝利は期待できない、法廷外の大衆的反対運動と連動しなければ勝ち目はない、というもっともな意見もあります。この間（かん）、経済問題・環境問題や災害問題に取り組む専門家たちも様々な報告や著書によりリニアの問題点を指摘し、それによりかなり多くの人たちがリニアに関心を持たれたと思います。また、JR東海労組は比較的早くから、主として経営的（財政的）な面から、批判を強めていました。

なお、最新のニュースについては、嶋津さんが「埼玉の水と川を考える会」のブログで発信しているのでご参考ください。

また話は変わりますが、最近「人新世」という言葉が聞かれるようになりました。「人類が地球システムの生物地球化学的大循環をくつがえすほどの力をつけた時代」と言われます。

また、出典を記憶していないのですが、人工物（コンクリート建造物など）の総量（重量）が生物の総量を超ってしまった、という話も聞きます。このまま突き進めば、人類は確実に滅びへの道を辿るようです。資本主義というのが「利潤を得る」ことを基本とする限り、他者あるいは自然を収奪することは避けられません。私たちがどのような社会を望むのか、様々な問題に対して想像力を駆使して考えることが必要なのでしょう。

13軒の家屋と土地を奪おうとする石木ダムは必要性を喪失

嶋津暉之

1 石木ダムからふるさとを守り続ける闘い

石木ダムは長崎県の川棚川の支川「石木川」に計画されたダムで、佐世保市の水道水源の開発と川棚川の洪水対策を目的としています。石木ダムの場所は次頁の図1をご覧ください。

石木川の中流部にある川棚町岩屋郷川原（こうばる）にダムを建設しようというものです。

総貯水容量 540万m³、堤高 55.4mのダムです。

現在、ダムの水没予定地には、13世帯約60名がダム建設絶対反対の姿勢を貫いて生活し、石木ダム建設絶対反対同盟に結束してふるさとを守り続けています。

石木ダム問題には半世紀以上に及ぶ長い経過があります。

1962年 長崎県が地元に無断で現地測量を行おうとしたが、地元の抗議で中止。

1975年 建設省が石木ダムの全体計画を認可。

1980年 現在の石木ダム建設反対期成同盟が結成される。

1982年 長崎県が機動隊140名を導入し、抜き打ちで強制測量を開始。

反対同盟とその支援者は、機動隊に守られた測量隊の測量を実力阻止。

2008～9年 石木川まもり隊などの反対運動支援組織が佐世保市、川棚町等に結成される。

2009年 長崎県が土地収用法に基づく事業認定を国に申請。

2012年 国土交通省がダム事業の検証で石木ダムの事業継続を認める。

2013年 国が土地収用のための事業認定を告示。

2013年 石木ダム対策弁護団が結成される。

2015年 長崎県がダム関連用地の収用裁決を長崎県収用委員会に申請。

2015年 地権者が国を相手とした事業認定取消訴訟を長崎地方裁判所へ提訴。

2017年 地権者等が県と佐世保市を相手に工事差止訴訟を長崎地方裁判所佐世保支部へ提訴。

2018年 事業認定取消訴訟について長崎地裁が国勝訴の判決（地権者は福岡高裁へ控訴）。

2019年5月 長崎県収用委員会がダム関連用地の権利取得と明渡しを裁決。

2019年9～11月 長崎県がダム関連用地を取得（補償金は長崎法務局に供託）。

（ダム反対地権者は從前どおり居住し、農地を耕作）

2019年11月 事業認定取消訴訟につ

いて福岡高裁が原告敗訴の判決（地
権者は最高裁へ上告）。

2020年3月 工事差止訴訟について、

長崎地裁佐世保支部が原告の請求棄
却の判決（地権者等は福岡高裁へ控
訴）。

次頁以降で述べるように、石木ダムは治
水・利水の両面で全く不要なダムです。

そのように無意味なダムによって13世
帯の生活が奪われようとしています。

皆様のご支援をお願いします。

石木ダム反対闘争のシンボルとなっている「団結小屋」



2 川棚川の治水に石木ダムは不要 最下流区間の堤防整備が急務

(1) 計画上も石木ダム完成後に1/100に対応できるのは流域の8.8%

長崎県は2018年10月の広報誌「つたえる県ながさき」で次のように説明しています。

「Q」川棚川の改修が完了すれば、石木ダムがなくても過去の洪水と同等の大雨を安全に流すことができるのでは？

「A」地域の安全を確保するために策定した川棚川の整備計画は、大雨により被害が想定される区域の人口や資産等を考慮して、概ね100年に一度の大雨に対応した内容となっており、安全を確保するためには、石

木ダムが必要です。」

図1

川棚川流域における石木ダムの位置図

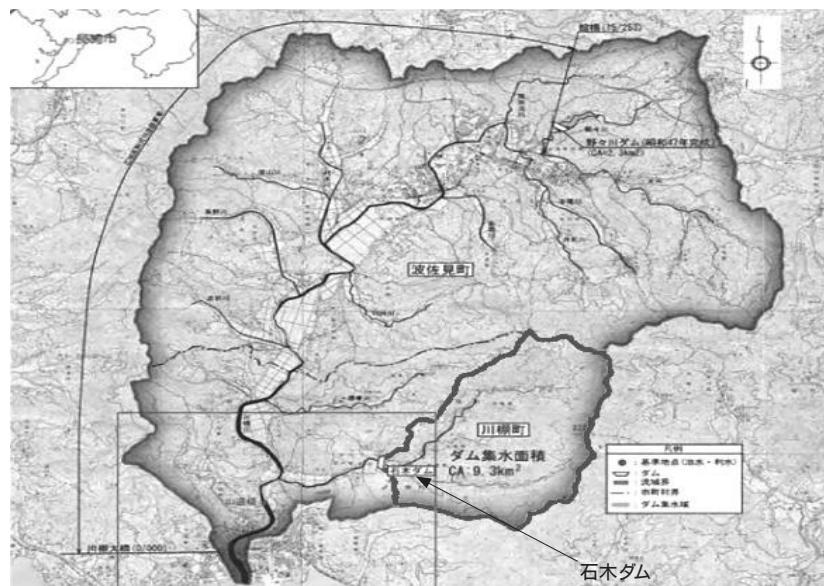
100年に一度の大雨のために石木ダムが必要という説明ですが、実際には石木ダムができても川棚川流域において1/100洪水で溢れない範囲は計画上もほんの一部でしかありません。

石木ダムは図1のとおり、川棚川のかなり下流の左岸側から流入する石木川の中流に造られることになっていますので、その効果が及ぶ範囲はかなり限られています。

波佐見町の川棚川地域、石木川合流点より上流の川棚町の川棚川地域は石木ダムの対象外です。川棚川の流域面積81.44m²のうち、石木ダムより下流にあるのは7.14m²で、8.8%に過ぎません。

(2) 河口部から川棚大橋までの最下流の港湾管理区間は堤防整備の計画がない（最下流区間の堤防整備が急務）

しかも、石木ダム下流域でも1/100の大雨で溢れる可能性が高いところがあります。その一つは、河口部から川棚大橋までの最下流区間です。写真1の通り、岸壁すれすれのところに家々、建物が立ち並んでいて、多少なり大きな洪水が来れば、氾濫しそうな状態になっています。



(写真1) 川棚川最下流部左岸の低い堤防と立ち並ぶ建物
(2018年7月1日撮影)

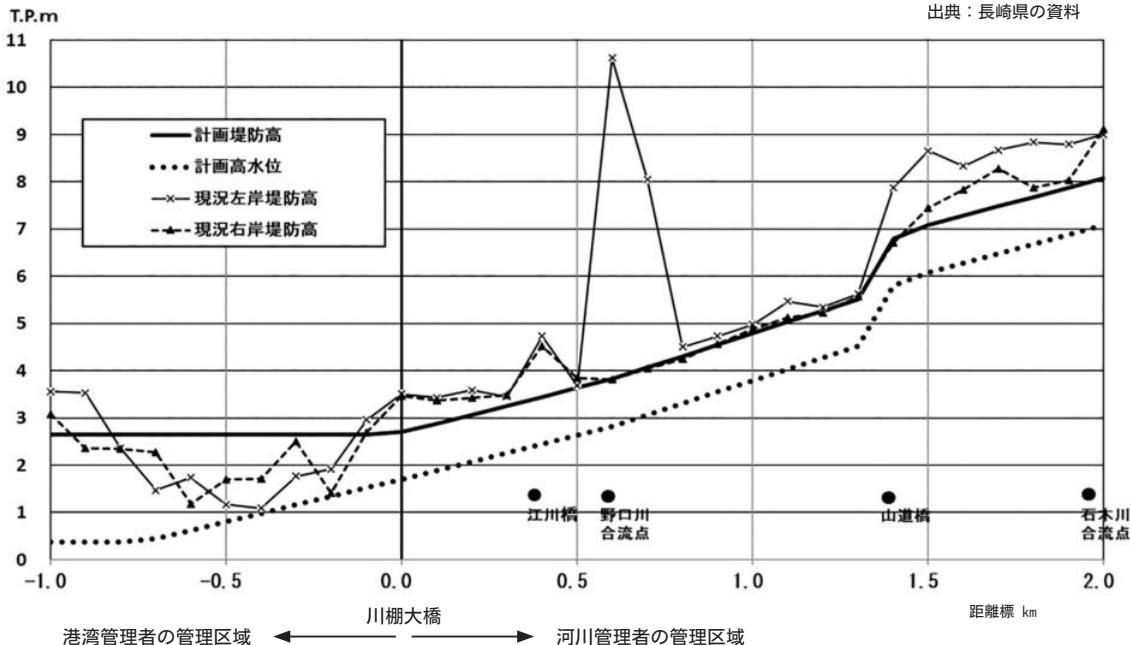
この川棚大橋下流区間は図2のとおり、現況堤防高が左岸、右岸とも計画堤防高を大幅に、1～2mも下回っているところが大半を占めています。

ところが、この区間は河川管理者ではなく、港湾管理者の管理区間ということで、堤防整備の具体的な計画がありません。石木ダム検証時の河道整備計画にも入っておらず、放置されることになっています。

図2

川棚川の堤防高と計画高水位

出典：長崎県の資料



(3) 川棚川下流部 市街地の公共下水道計画区域は1/10の雨で計画

川棚川下流部市街地は公共下水道の計画区域になっていますが、その大半は低地です。低地は、川棚川からの氾濫がなくても、内水氾濫で溢れる危険性が高いところです。内水氾濫とは、河川からの越流ではなく、そこで降った雨がはけきれずに溢れる現象です。低地を抱える都市の多くは大雨が降った時の内水氾濫が深刻な問題になっています。

この区域の下水道事業を進めているのは川棚町ですが、その下水道計画は1/10の雨の規模で計画されていますので、1/100の大雨が降れば、低地部は内水氾濫で氾濫する可能性が十分にあります。

(4) 川棚大橋下流の港湾管理区間と、川棚町低地部の内水氾濫域を除くと、石木ダム完成後に1/100に対応できるのは流域のほんの一部

上述のように川棚川流域において石木ダムで対応できるのは計画上も8.8%にすぎませんが、その中には上記の川棚大橋下流の港湾管理区間や、川棚町公共下水道計画区域の低地部の内水氾濫域が含まれていて、1/100の大雨が降れば、それらの地域は溢れる可能性が高く、それらを除くと、8.8%の半分程度、4～5%になります。

石木ダムとはこのように川棚川流域のほんの一部にしか効果がないものですから、つくる必要性が乏しいものなのです。

(5) 大洪水時には洪水調節機能を失うことも予想される石木ダム

石木ダムは自然調節方式で洪水調節を行う一種の流水型ダム（穴あきダム）です。石木ダムの常用洪水吐は高さ 2.4m、幅 2.0m の 2 門で、大きくありませんので、山腹が崩壊したような大洪水時には、枝葉が付いた樹木そのものが土石とともに一挙に流出してくるでしょうから、流出樹木などで常用洪水吐の流入口が閉塞して、通水能力が激減してしまうのではないかでしょうか。

石木ダムの常用洪水吐の流入口が閉塞した場合、洪水を自然調節する機能が失われ、流入洪水がそのまま非常用洪水吐から越流して下流へ流下することになります。

2018年夏の野村ダム、鹿野川ダム（愛媛県の肱川）のように、ダム下流への放流量が急激に増え、下流住民は避難する時間も失われてしまう事態になることも予想されます。

川棚川流域で計画を超える大雨が降った場合、石木ダムが洪水調節機能を失って、その放流水がダム下流域を襲うことも考えておかなければなりません。

3 佐世保市民にとって石木ダムは無用の長物

(1) 縮小社会の進行で水余りが進む時代へ

1) 減少の一途を辿る佐世保市的人口

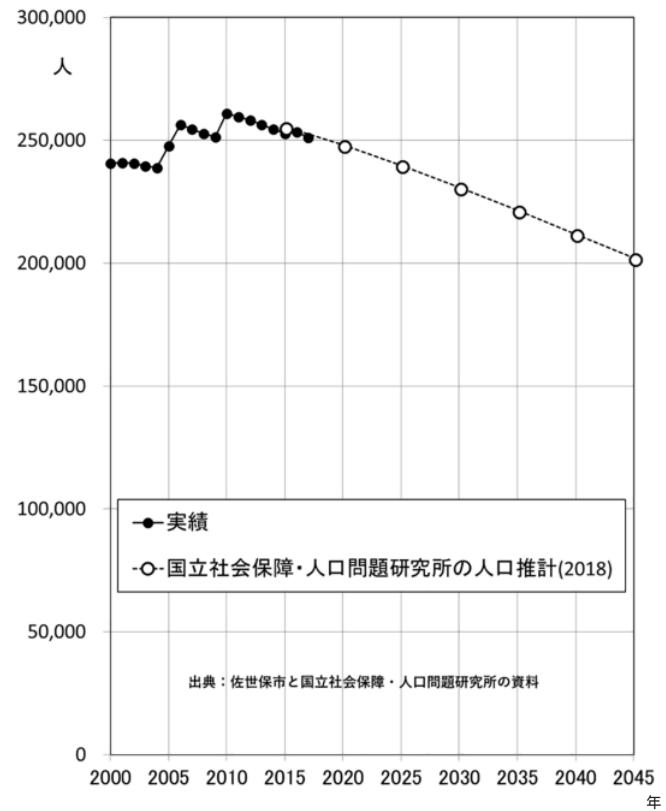
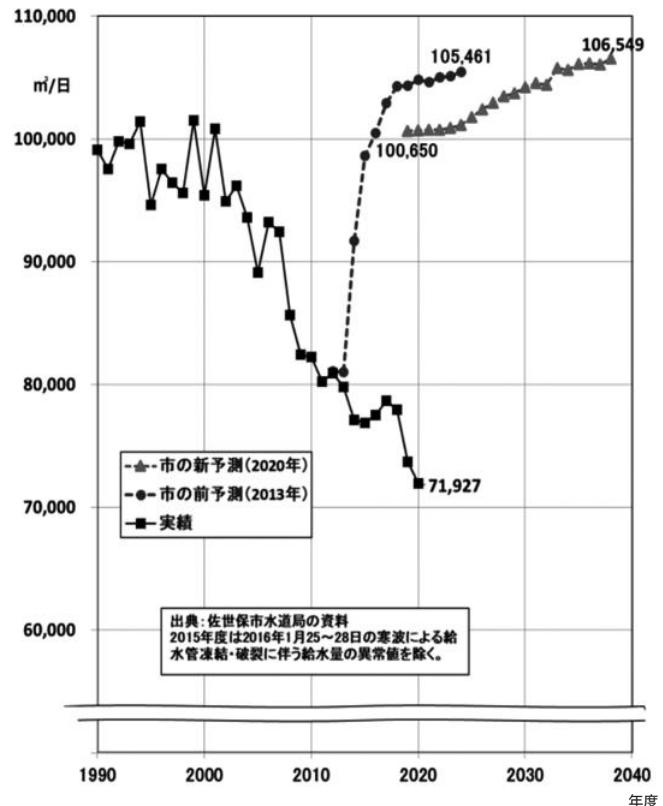
国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（2018年3月）によれば、佐世保市の人口は減少し続け、2045年には2015年の80%以下になります（図3）。

2) 確実な減少傾向にある佐世保市水道の給水量、繰り返される市の架空予測

佐世保市水道の一日最大給水量は図4の通り、2000年代に入ってから確実な減少傾向となり、2000年度前後から2020年度までの20年間に約3割も減りました。

図3

佐世保市人口の長期的な推移

図4 佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測
(佐世保地区)

一方、佐世保市の将来予測は同図の通り、架空予測を繰り返しています。実績が約7.2万m³/日まで減ってきてるのに、市の最新の予測では今後、急増し、約10.7万m³/日まで増えることになっています。その程度まで急増することにしないと、石木ダムが必要だと言えないからです。

給水量の実績の減少の大半は一人当たり最大給水量の減少によるものです。

その減少要因として次の三つがあります。

①節水型機器の普及等による節水の進行

節水型機器が徐々に普及し、生活用水、業務営業用水等で節水が進行してきた。

②夏期のピーク給水量の出方が小さくなつた。

空調機の普及によって季節による生活差が小さくなってきたこと、晴れ間に一斉に洗濯するような習慣がほとんどなくなってきたことなどにより、夏期のピーク給水量の出方が小さくなってきた。

③漏水防止対策で漏水量が減少（佐世保市は漏水防止対策がまだまだ不十分）

このうち、①の節水型機器の普及は今後も進行していくことが予想され、佐世保市の取り組みによっては③の漏水は今後、大幅に減る余地があります（2019年度の無効率（漏水率）8.0%）。

（2）佐世保市の将来の水需給

佐世保市水道（佐世保地区）の一日最大取水量の実績値は図5のとおり、2000年代は減り続けており、2020年度は約7.6万m³/日になっています。現在の実際の保有水源は10万m³/日強ありますので、佐世保市は現状において約2.5万m³/日の余裕水源を抱えています。

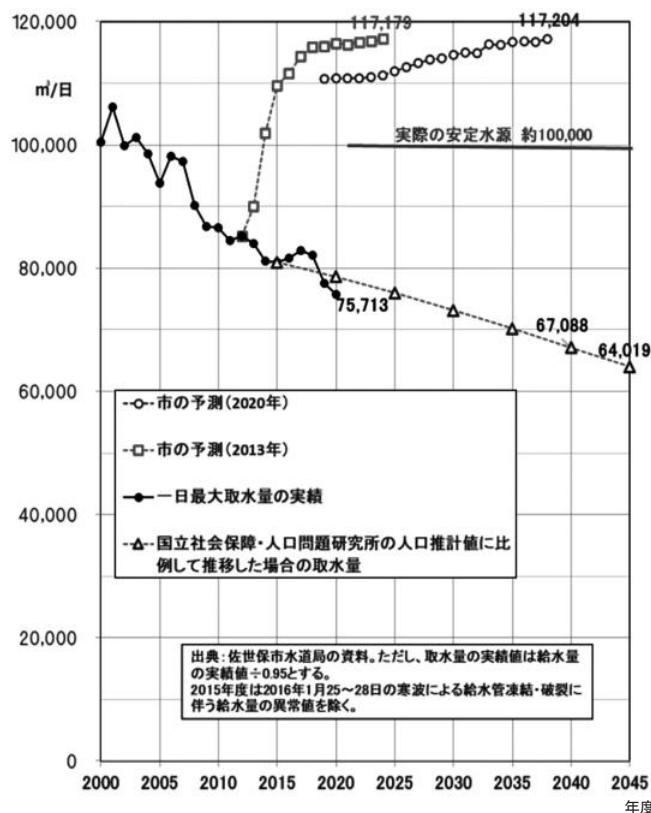
水需要の将来値を正しく推計すると、佐世保市的人口は減少し続けていくので、仮に一人当たり給水量が現状値のままとしても、一日最大取水量は同図のとおり、推移し、2045年度には現状より2割減となり、64,000m³/日程度の値になります。

これは現在の実際の保有水源10万m³/日強の2/3以下の値です。佐世保市が過小評価している現保有水源の値77,000m³/日に対しても8割程度の値です。

しかも、この将来値は一人当たり給水量が現状値のままとした場合であって、実際には節水型機器の普及等により、今後も一人当たり給水量が減っていくことが予想されますから、2045年度の一日最大取水量は6万m³/日をも下回る可能性が高いです。

このように、人口の減少と節水型機器の普及等により、水余りが一層進行していく時代において石木ダムの新規水源が必要であるはずがありません。佐世保市民にとって、石木ダムは無用の長物なのです。

図5 佐世保市水道の一日最大取水量
長期的な推移（佐世保地区）



出典：佐世保市水道局の資料。ただし、取水量の実績値は給水量の実績値÷0.95とする。
2015年度は2016年1月25～28日の寒波による給水管凍結・破裂に伴う給水量の異常値を除く。

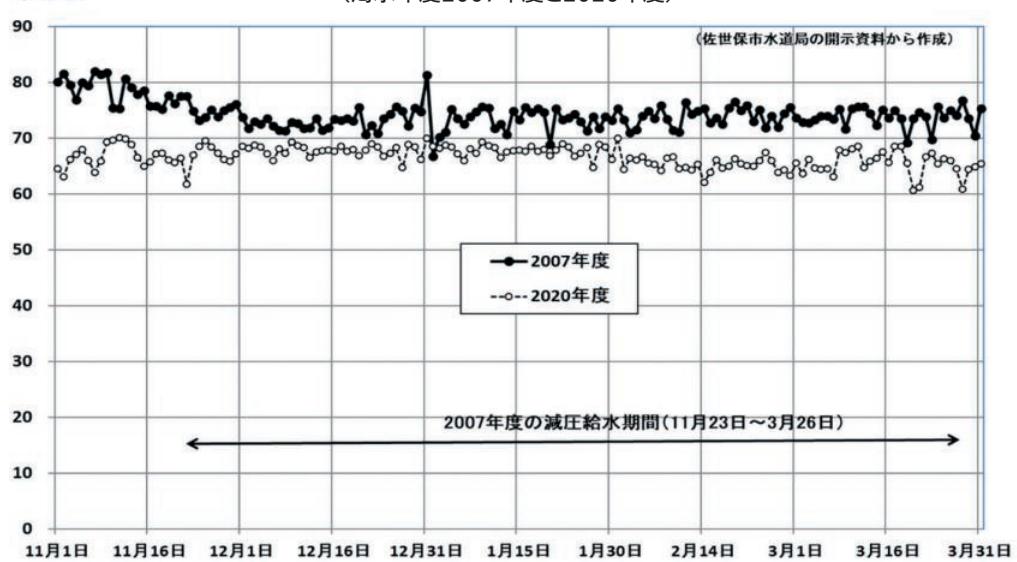
(3) 過去の渇水が再来しても対応が可能

—佐世保市は水需要の減少で渇水に強い都市に

最近20年間における佐世保市の渇水は2007年度渇水です。年降水量で見ると、10年に1回程度の渇水です。この時は2007年11月23日から翌年3月26日まで減圧給水が実施されました。一次と二次の減圧給水が行われたものの、時間給水には至らず、市民生活への影響は比較的小しかつたです。

では、2007年度渇水が再来したら、どうなるのでしょうか。図6は11月から翌年3月について2020年度と1997年度の毎日の給水量を比較したものです。2020年度の給水量は2007年度の給水量を確実に下回っています。前者は後者より、概ね5~10%小さいです。

図6 佐世保市水道の毎日の給水量（佐世保地区）
(渇水年度2007年度と2020年度)



2000年代になってから、佐世保市水道の水需要は減り続けています。この減少により、2007年度に減圧給水を実施した時の給水量を2020年度の給水量が確実に下回っているのです。このことは2007年度渇水程度の渇水が再来しても、現状では給水制限なしで十分に対応できるこことを意味します。

このように、佐世保市は給水量の大幅な減少により、今や渇水に強い都市になっているのです。そして、今後は水需要がさらに減っていくことは必至ですから、ますます渇水に強い都市になっていきます。渇水対策のために石木ダムが必要だという話は佐世保市が作り上げた虚構なのです。

目 次

• 卷頭言 「利権」という「私益」に基づいた政策は国を誤る	河登一郎	1
• 自然とのお付き合いの作法	富永靖徳	2
• 荒川第二・第三調節池問題	嶋津暉之	4
• リニア新幹線は直ちに中止すべきだ	大西将之	8
• 石木ダムは必要性を消失	嶋津暉之	10
• 総会報告	大高文子	16

「埼玉の川と水を考える会」総会報告

7月11日（日）の午後、浦和コミュニティセンターにおいて、会の名称変更後初めての総会が開催されました。コロナ感染拡大の防止対策で人が集まる集会が制限される中、17名が出席しました。

大西将之さんを議長に、2020年度の活動及び決算報告と2021年度活動方針及び予算が承認されました。

荒川第二・第三調節池の建設問題については、川越市の会員さんからも意見をいただき、建設予定地の堤防などの視察を計画していくことになりました。そして、今後もその問題点を明らかにし、その改善を国土交通省や埼玉県に求めていきます。

2021年度活動方針（抜粋）

本会は、河川行政のあり方や税金の使われ方など、埼玉県を流れる河川に軸足を置き、市民と共に学び、河川行政の変革を求める活動を進めます。

活動計画

1. 河川行政の変革を求める活動

ダム偏重の河川行政を改め、荒川第二～第四調節池建設や堤防未改修箇所の問題などについて取り組みます。

2. 広報活動

問題の解決を探り、情報の共有を図ります。

情報の収集と発信に努め、「川・水・ダムニュース」を発行するとともに、「埼玉の川と水を考える会」のブログでは、河川と水に関する最新情報を発信していきます。<http://watersaitama.blog.fc.com>

3. イベント活動

荒川第二～第四調節池建設の問題など理解と解決のための見学会や学習会を開催します。

4. 県政への働きかけ

荒川第二～第四調節池の問題をはじめ、埼玉県に関わる河川・水問題について県政へ働きかけを行います。

大高文子

埼玉の川と水を考える会

旧・ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市桜区大字神田288-3-203（大高方） ☎&fax: 048-826-6178

ブログ <https://watersaitama.blog.fc2.com>

郵便振替口座：00180-2-334064（今回ののみ旧会の口座を使用します）